

令和3年度第9回 京都地方最低賃金審議会

令和4年3月10日（木）午前9時30分～

京都労働局6階大会議室

（テレビ会議システムを利用）

【議 事 次 第】

- 1 京都府印刷業最低賃金の廃止決定について（答申）

【提 出 資 料】

- No.1 京都府印刷業最低賃金の廃止決定について（答申）（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

(案)

資料 1

京賃審発第36号
令和4年3月10日

京都労働局長
金刺 義行 殿

京都地方最低賃金審議会
会長 佐藤 卓利

京都府印刷業最低賃金の廃止決定について（答申）

当審議会は、令和4年2月3日付京労発基 0203 第3号をもって貴職から諮問のあった京都府印刷業最低賃金の廃止について慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

次の京都府印刷業最低賃金を廃止決定の官報公示の日の前日を限り廃止すること。

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 印刷業

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業による印刷物の運搬、整理、選別、包装、はさみ込み、荷札付け、袋はり、封筒入れ又は帯封の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 765円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当